

福山市総合教育会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第7項及び第9項の規定に基づき、福山市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時及び場所並びに協議又は調整しようとする事項を示して、教育委員会に文書で通知しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により会議の招集の通知をしたときは、速やかに会議の日時及び場所並びに協議しようとする事項を本市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

(議事進行)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(議事録)

第4条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成するものとする。

2 議事録には、市長及び教育長が署名しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により議事録を作成したときは、本市ホームページへの掲載等により公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により、非公開とした場合については、公表しないものとする。

(職員の出席)

第5条 会議は、必要があると認めるときは、職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務局総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、2015年(平成27年)6月2日から施行する。

附 則

この規程は、2016年(平成28年)4月1日から施行する。